

⑤ 法的支援を受けるにあたって

裁判所や警察は、証拠に基づいて判断します。日頃より、暴力・暴言を証明するために、怪我の状況や破損した物の写真、診断書、メール、LINE、SNSの履歴、録音などの証拠を集めよう心がけて下さい。
また、裁判所が婚姻費用、養育費を決定する場合、婚姻時の家計収入が重要な資料となりますので、家計簿や給与明細の写しなどを保管するよう心がけて下さい。

⑥ 相談先情報（兵庫県下）

配偶者暴力(DV)相談支援センター

*最寄りのセンターにご相談下さい。
今後他の自治体でも新たに設置されることがあります。
2025.3現在

神戸市 ☎078-382-0037

姫路市 ☎079-221-1532

尼崎市 ☎06-4950-0589

西宮市 ☎0798-23-6011

明石市 ☎078-918-5186

芦屋市 ☎0797-38-9100

伊丹市 ☎072-780-4327

加古川市 ☎079-427-2928

宝塚市 ☎0797-77-9121

三木市 ☎0794-82-8300

川西市 ☎072-758-0708

小野市 ☎0794-63-1116

三田市 ☎079-563-7830

加西市 ☎0790-42-8736

丹波市 ☎0795-86-8730

加東市 ☎0795-43-0411

猪名川町 ☎072-766-7822

兵庫県 ☎078-732-7700

警察

最寄りの警察署内「生活安全課」へ相談

▶各警察署電話番号

兵庫県警本部 ストーカー・DV相談

☎078-371-7830

兵庫県警察性犯罪被害110番

(レディースサポートライン)

☎0120-57-8103

民間サポート団体

ウイメンズネット・こうべ

電話相談(月・水・金12~18時)、メール相談、
面接相談、同行支援(無料)、居宅支援(相談無料)等

☎078-754-9320

法律相談

兵庫県弁護士会では、法律相談のほか、弁護士紹介(DV事件受任候補者名簿から)を行っています。

<https://www.hyogoben.or.jp/consultation/soudan/>

【相談・弁護士紹介(要予約)】

兵庫県弁護士会総合法律センター

☎078-341-1717

【相談のみ】

山崎・淡路・丹波・南たじま・北播磨・明石相談所

☎078-351-1233

阪神・伊丹・川西・宝塚相談所

☎06-4869-7613

西播磨相談所

☎079-286-8222

日本司法支援センター(法テラス)

民事法律扶助による無料法律相談(要予約)収入、資産が一定基準以下の方が対象となります。

法テラス兵庫 ☎0570-078-334

法テラス阪神 ☎0570-078-335

法テラス姫路 ☎0570-078-336

D
V
に
悩
む
あ
な
た
へ



兵庫県弁護士会

弁護士は、DVを受けている人に以下のような法的援助を行っています。

① 保護命令の申立(DV防止法)

配偶者(事実婚を含む)や生活の本拠を共にする交際相手から、身体に対する暴力又は生命・身体等に対する脅迫を受けた被害者が、更なる身体に対する暴力等により生命又は身体(心身)に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、地方裁判所に対する申立てにより、以下の保護命令を求めるすることができます。

(下線部:令和6年4月改正法により、(1)(2)の命令については、精神的被害も対象になりました)

申立ての前に、警察又は配偶者暴力相談支援センターへの相談が必要です。被害者の性別は問いません。また、保護命令に違反した者は、2年以下の懲役(※)又は200万円以下の罰金に処せられます。(※令和7年6月1日から拘禁刑)

① 被害者への「接近禁止命令」

被害者の身辺につきまとい、被害者の住居や勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令。

② (1)とあわせて申立てができる保護命令

①被害者・被害者の子(同居の未成年者)への「電話等禁止命令」

被害者等への面会要求、行動監視の告知等を禁止し、電話、メール等の通信について制限をする命令。

②「被害者の子」「被害者の親族等」への接近禁止命令

被害者の子や親族(成年の子を含む)その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者に対する、つきまとい等を禁止する命令。

③ 「退去命令」

被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること、当該住居の付近をはいかいすることを禁止する命令。

② 刑事手続

(1) 警察への届出・告訴(刑法、ストーカー規制法)

身体的暴力に対しては暴行罪、傷害罪として、精神的暴力に対しては脅迫罪、強要罪として、性的暴力(夫婦間の性交等を含む)に対しては不同意性交等罪、不同意わいせつ罪、性的姿態等撮影罪として、警察に告訴することができます。

(2) ストーカー規制法上の警告等

「つきまとい」や押し掛け、執拗な電話、継続的なメールおよびSNSメッセージの送信、GPS機器等を用いて位置情報を取得する行為、GPS機器等を取り付ける行為等については、ストーカー規制法により、警察に「警告の申し出」をすることができます。なお、被害者の親族・支援者に対する「つきまとい」も対象になります。

(3) 警察に相談する際の注意点

速やかに対応してもらうために、日時や場所の詳細を記録したり、相手とのメールやSNSの履歴を保存したり、写真撮影や動画撮影を行うなど、被害の内容を証拠化しておくことが大切です。

③ 民事手続

(1) 仮処分の申立

上記①の保護命令で防止できる行為以外の行為を、差し止める必要がある場合に実益があります。

(2) 離婚調停の申立・離婚訴訟の提起

配偶者が協議での離婚に応じない場合に、家庭裁判所に離婚調停を申し立てることができます。調停で離婚が成立しない場合、離婚訴訟を提起できます。

離婚調停・離婚訴訟の中で、子どもの親権の決定や財産分与、慰謝料、養育費の請求などを行います。

(3) 婚姻費用・養育費の請求

離婚が成立するまでは、配偶者に生活費の分担を求めて、家庭裁判所に婚姻費用についての調停や審判を申立てることができますので、離婚調停の申立てとあわせて行うのがよいでしょう。離婚の際に養育費についての取り決めができていない場合には、養育費を求めて同様に調停や審判を申立てすることができます。調停や審判で婚姻費用や養育費を決めておくと、相手方が任意に支払をしない場合に、相手方の財産(給料、預貯金等)に対して差押えができます。そのうち、給料に対する差押えの場合には、差押えのための裁判手続きを1度行うだけで、将来に発生する分の婚姻費用や養育費についても取り立てることができます。

(4) 面会交流

親権者とならずに子どもを監護していない親は、離婚や別居後も、子どもと面会するなどして交流することができます。相手方が話し合いに応じない場合は、家庭裁判所に調停や審判を申立てすることができます。

④ 日本司法支援センター(法テラス)による民事法律扶助の利用

上記①～③の手続を弁護士に依頼するためには、申立費用や弁護士費用などがかかりますが、経済的事情によりこのような費用を用意することが困難な人のために、日本司法支援センター(法テラス)が弁護士費用等の立替えを行う制度があります。

詳しくは、お近くの法テラスにお問い合わせ下さい。

経済的余裕がないことを理由に、法的援助を受けることをあきらめないで下さい。